

お知らせ版

INFORMATION

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂支所 ☎029-289-2211

七会支所 ☎0296-88-3111

編集・発行／総務課

6月15日発行 No.75

6月号
平成23年
2011



5/27 みんなで楽しく運動教室

常北幼稚園

近年、子どもの体力低下が問題になっています。運動を楽しむ機会を多く得ることによって体力向上が図れるといいですね。

金婚を迎える方へ

平成23年度金婚式の申込みを受付します



金婚式期日 9月11日(日)

敬老会とあわせて行います。

対象 昭和37年3月31日以前に婚姻届を提出されたご夫婦

必要書類 戸籍抄本

申込先 健康福祉課、桂支所、七会支所

申込締切 7月15日(金)

問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550

明、検査記録事項等証明書、廃車申告受付書等(車両によっては状況写真が必要な場合があります)
※還付の際に必要となりますので口座番号のわかるものをご持参ください。

町民税の減免について

1. 住宅が半壊又は大規模半壊と判定されたとき

| 合計所得金額 | 軽減または免除の割合 |
|------------------|------------|
| 500万円以下 | 2分の1 |
| 750万円以下 | 4分の1 |
| 750万円以上1,000万円以下 | 8分の1 |

2. 住宅が全壊と判定されたとき

| 合計所得金額 | 軽減または免除の割合 |
|------------------|------------|
| 500万円以下 | 全部 |
| 750万円以下 | 2分の1 |
| 750万円以上1,000万円以下 | 4分の1 |

東日本大震災に係る町税等の減免について



東日本大震災により被害にあわれた方に対し、平成23年度町税の減免を行います。

減免を受けるためには申請が必要となります。

軽自動車税の非課税について

震災により滅失又は損壊した普通自動車及び軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合には、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。また、2輪のバイクや小型特殊自動車を買換えた場合も対象となります。なお、震災により滅失又は損壊した軽自動車には、軽自動車税は、課されません。

※東日本大震災を原因として滅失、解体又は自動車の用途を廃止したものとして、永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体等の届出をした車両が対象です。

申請期間 平成23年8月30日まで

提出書類 ①申請書 ②自動車取得税の非課税証

申請できる方

住家の所有者で町民税の納付義務者、または住家の所有者を控除対象配偶者や扶養親族として申告されている納税義務者

申請期限 平成23年8月30日まで

提出書類 ①申請書 ②災証明書の写し(全壊または半壊の記載があるもの)

※還付の際に必要となりますので口座番号のわかるものをご持参ください。

固定資産税の減免について

課税対象の固定資産が被害を受けた場合には、被害の状況(半壊・大規模半壊・全壊)の証明を受けた居宅及び被害を受けて使用目的が著しく損な

われた倉庫、物置、作業所並びに蔵等の付属家の固定資産税を減免します。税務課及び各支所に用意してある「固定資産税減免申請書」に記入押印して、提出して下さい。家屋を取り壊した場合には、「家屋滅失届」も併せて提出となります。

減免の割合

| 減免の対象となる固定資産の状況 | 減免割合 |
|--|--------|
| 全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のときで、建物の主要な構成要素の経済的被害割合が、10分の5以上のとき | 10分の10 |
| 建物の主要な構成要素が著しく損傷し、大規模な補修を必要とする場合で、その経済的被害の割合が10分の4以上10分の5未満のとき | 10分の8 |
| 建物の主要な構成要素に損害を受け、修理又は取壊しを必要とする場合で、その経済的被害の割合が10分の2以上10分の4未満のとき | 10分の4 |

減免の対象

減免の対象となる資産は、課税されている固定資産です。塀・門扉・カーポート等の課税対象外の構築物については、減免の対象となりません。

申請期限 平成23年8月30日まで

減免決定までには時間を要しますので、決定までの間は、送付した納付書で納付をお願いし、減免決定後に納付税額の還付をします。なお、減免の対象となる税額は、原則として平成23年度分です。

その他

今回の大地震で多くを占めている屋根瓦の落下や外壁の一部損傷等で「一部損壊」のり災証明を受けた方は該当になりません。また、り災証明書の交付を受けていない場合は、減免申請の提出後、現地調査を実施して判定します。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111

軽自動車税（内線123）、町民税（内線125）、固定資産税（内線122）

農耕車（トラクター等）のナンバー登録をしましょう



農耕作業用のトラクターやテラー等、乗用できる物は、公道を走行しなくても課税の対象となります。ナンバーをつけていない方は、①車名、車台番号、排気量、認定番号の分かるもの②印鑑をお持ちのうえ、税務課、桂支所、七会支所のいずれかで手続きをしてください。



問合せ 税務課 ☎029-288-3111（内線123）

一般特定疾患医療受給者証の継続申請はお早めに



9月30日までが有効期限の一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方はお早めに更新申請をしてください。

受付期間：8月31日まで

※期間を過ぎると、受給者証の交付が遅れたり、新規扱いとなることがありますのでご注意ください。

問合せ 水戸保健所 保健指導課
☎029-241-0571

放送大学平成23年10月入学生募集中

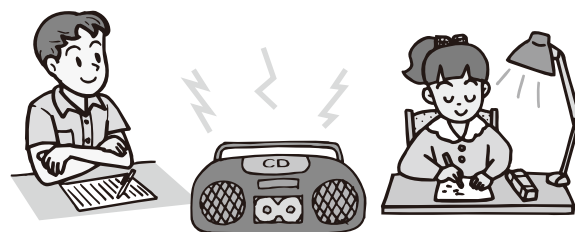


「放送大学」とは、テレビやラジオなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。「働きながら学んで大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」など、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。心理学、福祉、経済、歴史、文学、自然科学など幅広い分野を学べます。興味のある方は下記までお問い合わせください。

※資料請求は無料です。

出願期限 8月31日（水）

資料請求・問合せ 放送大学茨城学習センター
☎029-228-0683



東日本大震災により被害を受けられた方へ（税務署からのお知らせ）



大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方を対象とした次のような制度があります。

| 税制上の措置 | 概要 |
|--------------------|---|
| 申告・納税等の期限延長 | 平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納税等の期限が延長されています。 |
| 所得税の軽減又は免除 | 所得税法に定める雑損控除、又は災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。 |
| 源泉所得税の徴収猶予・還付 | 所得税の軽減又は免除が受けられる方は、給与、公的年金、報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 |
| 住宅借入金等特別控除の特例 | 住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期限は引き続き適用を受けることができます。 |
| 財産形成住宅（年金）の利子等の非課税 | 大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方はその払出しに係る利子等は課税されません。 |
| 納税の猶予 | 財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。 |
| 予定納税額の減額 | 平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。 |

このほか、自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

問合せ 水戸税務署 ☎029-231-4211
 （自動音声案内に従って専用番号「0（ゼロ）」を選択）
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

道路への倒木、枝の張り出しにご注意ください



道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の障害になっている箇所が多数見受けられます。これらに起因する車両や歩行者の事故が発生した場合、樹木の所有者は責任を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

- ①道路・歩道へ樹木が張り出している
- ②枯れ木等による通行障害（の恐れ）がある
- ③竹林の繁茂による通行障害（の恐れ）がある

このような状態にある樹木の所有者は、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。なお、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には、特に注意してください。

作業時の注意事項

- ①電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に東京電力またはN T Tに連絡し、立会いのもとで行ってください。
- ②通行する車両（自転車を含む）、及び歩行者の安全を確保してください。
- ③樹木からの転落にご注意ください。

問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111（内線252）
 東京電力 ☎0120-995-332
 N T T ☎0120-270-794（平日午前9時～午後5時）、☎113（上記の時間以外）

平成23年度労働保険年度更新の申告・納付のお知らせ



平成23年度の労働保険年度更新につきましては、3月11日に発生した東日本大震災による被災県である茨城県内の事業所は、「平成23年厚生労働省告示第66号」により、法定申告・納付期限が延長されておりますが、通常申告が可能な事業主は、従来どおり7月11日（月）までに申告・納付をすることになります。

なお、延長後の法定納付期限は、後日告示により周知される予定です。

問合せ 茨城労働局労働保険徴収室 ☎029-224-6213
 茨城県労働局ホームページ

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

平成23年度裁判所事務官Ⅲ種 採用試験を実施します



受験資格 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

第一次試験 日時／9月11日(日)

試験内容：教養試験(択一式)、適正試験(択一式)、作文

第二次試験 10月中旬～下旬

試験内容：口述試験(個別面接)

受付期間 7月12日(火)～21日(木)

※郵送の場合は当日消印有効とします。申込書は、必ず簡易書留郵便で提出してください。

申込先・問合せ 水戸地方裁判所事務局 総務課人事第1係(〒310-0062 水戸市大町1-1-38)

☎029-224-8421

HP <http://www.courts.go.jp/>

平成23年度下期シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会受講者募集



「シルバーリハビリ体操」は、介護予防のための体操でどのような姿勢でもでき、いつでも、どこでも、一人でもできる体操です。

茨城県立健康プラザでは、この体操を地域に普及する「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を行っています。

受講資格 ①茨城県民で60歳以上の方(50歳以上であれば申込み可能ですが、60歳以上の方が優先されます。)②常勤の職についていない方③地域でボランティア活動ができる方であればどなたでも受講できます。

募集人数 240名

受講料 無料

日程 全8日間 午前10時～午後3時
※初回のみ午前9時45分～

会場 茨城県立健康プラザ

水戸市笠原町993-2(水戸保健所内)

※講習会の全日程を修了し、認定の基準を満たした方に茨城県知事の認定証が交付されます。

申込先・問合せ

茨城県立健康プラザ介護予防推進部

(〒310-0852 水戸市笠原町993-2)

☎029-243-4217

県立水戸産業技術専門学院講座 受講生募集



「建築CAD(JW-CAD)応用編」

JW-CADを用いた作図の実践講座です。

日時 8月22、23、25、26、29、30日
午後6時～9時

募集人数 10名(応募多数の場合は抽選)

受講料 2,900円

申込期間 7月4日(月)～15日(金)必着

申込方法 往復はがき(1人1枚)に、講座名、住所、氏名、年齢、職業(会社名)、電話番号を記入のうえ、お申し込みください。

申込先・問合せ 県立水戸産業技術専門学院
(〒311-1131 水戸市下大野町6342)

☎029-269-2160

メンタルヘルス対策支援センターを 活用しましょう!



働く人の6割が「こころの疲れ」を感じているのに対し、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は約3割です。「取り組み方がわからない」「専門スタッフがいらない」等の悩みについて専門スタッフ(精神科医、産業カウンセラー等)が無料で助言や支援を行います。

○訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー等)が職場を訪問し、体制づくりや職場復帰支援等について助言等を行います。

○相談

勤労者本人と家族や上司、同僚等及び企業の労務担当者等を対象に「働く人の心の健康相談室」を開設しています。

毎週月・金曜日、午後1時～5時
(祝日、年末年始を除く)

問合せ メンタルヘルス対策支援センター

(独立行政法人労働者健康福祉機構茨城産業保健推進センター内)

☎029-300-6030(午前9時～午後5時)

HP <http://www.ibaraki-sanpo.jp/mental-sien/>

7月24日から地上デジタル放送に完全移行します！ 臨時相談コーナー開設のお知らせです



準備はお済みですか？

総務省が開催する無料の臨時相談コーナーでは、

- ★地上デジタル放送を見られるようにするにはいくら掛かるの？
- ★今のアナログテレビをそのまま使って見るにはどうすればいいの？
- ★アンテナは交換しなければならないの？

など、ご自宅やお住まいの地域で地上デジタル放送を受信するための具体的な質問にお答えします。

相談コーナー開設期間：平成23年6月15日（水）～8月26日（金）

| 会場 | 曜日 | 内容 | 受付 |
|--------------|------------------|--|---------------|
| コミュニティセンター城里 | 木曜日 | デジサポ専門スタッフによる相談（内容により簡易受信確認も受付します。但し混雑時は翌日以降の対応となります。）事前予約は必要ありませんので、直接会場へお立ち寄りください。 | 午前9時～ 午後4時 |
| | 月曜～金曜 （休日を除く） | 相談コーナーに設置してある相談専用電話からのお問い合わせ | |

※ 機器の販売や契約などの勧誘は一切ありません。

【相談コーナーの問合せ先】

総務省茨城県テレビ受信者支援センター

（デジサポ茨城 相談会グループ）

電話029-303-2601 平日：午前9時～午後6時

【地デジ受信の電話相談窓口】

地デジコールセンター（☎0570-07-0101）

地域電話相談窓口（☎029-307-0101）

平日：午前9時～午後9時

土日祝：午前9時～午後6時

《地デジを口実にした悪質商法にご注意ください》

テレビの調査や工事を口実に料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局など関係機関の職員をかたり、切り替え手数料などを架空請求する悪質な事例が発生しています。

地上デジタル放送への対応で、総務省・テレビ局などの関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、笠間警察署（☎0296-73-0110）又は地デジコールセンター（☎0570-07-0101、☎029-307-0101）へご相談ください。

入札結果(5月分)

問合せ 企画財政課（詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください）

| 工事名 | 場所 | 落札者 | 落札金額(税抜) |
|-----------------------------|--------------|--------------------------|------------|
| 22道維第15号町道8-0123号線道路舗装工事 | 北方地内 | (株)桐原工務店 | 1,600,000 |
| 23流域下水道 水質検査業務 | 那珂西地内 | (財)茨城県薬剤師会 公衆衛生検査センター | 450,000 |
| 23常北保健福祉センター空調設備保守管理業務 | 常北保健福祉センター | 飯村機電工業(株)水戸支店 | 645,000 |
| 22道維第14号町道6-01号線道路舗装工事 | 御前山地内 | (株)桐原工務店 | 6,850,000 |
| 22常北学校給食センター内 ボイラー・蒸気配管改修工事 | 常北学校給食センター | 暁飯島工業(株) | 23,300,000 |
| 22常北学校給食センター内 食缶洗浄機等改修工事 | 常北学校給食センター | 日本調理機(株)茨城営業所 | 21,500,000 |
| 23コミュニティセンター城里樹木維持管理業務 | コミュニティセンター城里 | 鈴和産業(有) | 1,200,000 |
| 23城里町立沢山小学校外壁調査及び改修提案業務 | 沢山小学校 | (株)横須賀満夫建築設計事務所 | 590,000 |
| 23コミュニティセンター城里空調設備保守管理業務 | コミュニティセンター城里 | (株)中崎総合設備 | 1,080,000 |

茨城県社会保険労務士会から 相談窓口開設のお知らせ



○社労士会 復興支援ほっとライン

東日本大震災で被害を受けられた方を対象に、雇用保険の給付などによる生活資金の確保や健康保険・年金に関する相談のほか、経営資金や従業員への給与支払いなどの相談を無料で受け付けています。

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）
午前10時～午後5時
☎ 0120-000-528

○社労士会労働・年金相談センター

国家資格者である社会保険労務士が「年金」についてあらゆる相談に無料で応じます。

受付時間 毎週木曜日（祝日を除く）
午前10時～午後3時
☎ 029-228-2660

県央地域一斉「ライトダウン」の実施 について

県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、城里町）で構成する「県央地域首長懇話会」では、節電の取り組みを推進し、CO₂の削減を図るため、県央地域一斉のライトダウンを実施します。

一斉実施日 7月7日（木）七夕
午後8時～10時

環境省の行っている「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に併せて展開することで、より多くの方々に地球温暖化問題について考えるきっかけとさせていただくことを目的としています。当日は、可能な範囲での消灯・省エネの実践をお願いいたします。

環境省「昼も。夜も。節電ライトダウン2011
ホームページ」 <http://coolearthday.jp/>

問合せ 企画財政課
☎029-288-3111 内線235

国民年金だより③

平成23年度 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

平成23年度の免除等の受付は平成23年7月1日から開始され、平成23年7月から平成24年6月までの期間を対象として審査します。

平成23年度国民年金保険料 月額15,020円

受付開始 平成23年7月1日から

申請場所 城里町役場 保険課

持参するもの

- ①年金手帳
- ②印鑑
- ③離職票や雇用保険受給資格者証
（退職特例で申請する方）

※ 免除申請には、所得情報が必要になりますので申告を済ませてから申請してください。

※ 申請は原則として毎年度必要です。

平成22年度の免除申請（平成22年7月から平成23年6月）については7月31日が申請期限となりますのでご注意ください。

問合せ 保険課

☎029-288-3111（内線372）

水戸南年金事務所（国民年金業務課）

☎029-227-3251

まごころ

社協善意銀行

- ▷磯部和子・入野きみ子・寺門ひろみ 様
地域福祉向上のため 28,800円
- ▷ホロルの湯 様 古切手 186枚
- ▷匿名 古切手 882枚